

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

令和7年2月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社染谷交通 (法人番号: 1040002090415) 代表者 染谷 實
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市北柏2-11-9 (本社営業所) 千葉県柏市北柏2-11-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2
(6) 違反行為の概要	令和6年11月20日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知により監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 事故の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条の2)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	西那須観光バス株式会社（法人番号：5060001012133） 代表者 渡邊 正夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市北赤田1586-23 (本社営業所) 栃木県那須塩原市北赤田1586-23
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月8日及び令和6年12月23日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社橘観光バス（法人番号：7050002018847） 代表者 野仲 由美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県坂東市逆井2826-50 (本社営業所) 茨城県坂東市逆井2826-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月11日及び令和6年11月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社フレッサ (法人番号: 5020001057017) 代表者 谷 淳也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市旭区さちが丘136-37 (本社営業所) 東京都町田市鶴間5-14-11
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月23日及び令和6年11月6日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(4)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社三礼（法人番号：7012802010326） 代表者 本間 芳正
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都東大和市蔵敷3-863-8 （本社営業所） 東京都東大和市蔵敷3-863-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月18日及び令和6年10月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ワンダフル観光 (法人番号: 5290001100229) 代表者 溝口 誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市南区若久6-33-14 (千葉営業所) 千葉県成田市川上245-558-101
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月6日及び令和6年10月8日、労働局からの通知を端緒に定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)